

令和6年度の市民税・県民税・森林環境税特別徴収は、

定額減税の対象の方は**7月分**から

定額減税の対象とならない方は**6月分**から

の開始となります。

令和6年度税制改正において、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、令和6年分の所得税および令和6年度の個人市民税・県民税の定額減税を実施することが決定されました。

令和6年度個人市民税・県民税所得割の納税義務者のうち、令和5年分の合計所得金額が**1,805万円以下**（給与収入のみの方は給与収入2,000万円以下）の方が対象になります。

◆ **定額減税の対象となる方**の特別徴収は、年税額を**令和6年7月～令和7年5月**までの11回に分けて納入になります。

◆ **定額減税の対象にならない方**※の特別徴収は、年税額を**令和6年6月分**から納入していただくことになります。

※以下のいずれかに該当する方は定額減税の対象外となります

- ・令和6年度の市民税・県民税が非課税（森林環境税（年額1,000円）のみ課税される方も含む）の方
- ・令和6年度の市民税・県民税が均等割のみ（年額6,000円（森林環境税含む））課税されている方
- ・令和5年分の合計所得金額が1,805万円（給与収入のみの方は給与収入2,000万円）を超える方

減税額

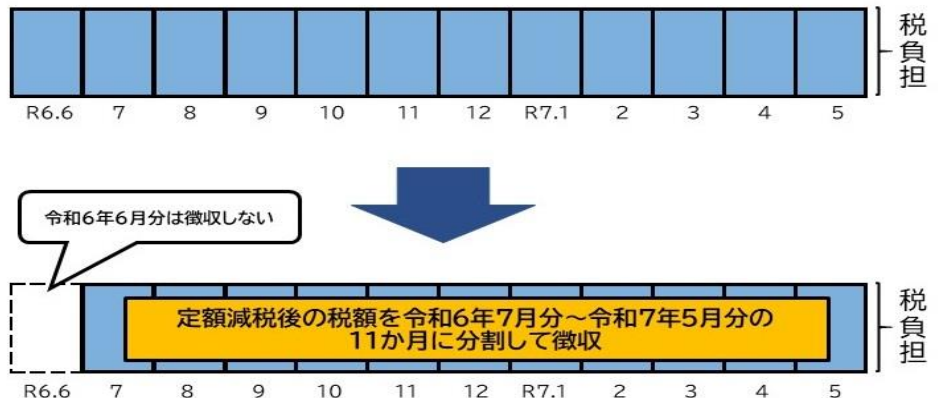
①本人：1万円

②控除対象配偶者または扶養親族（国外居住者を除く）：1人につき1万円

ケース別徴収方法

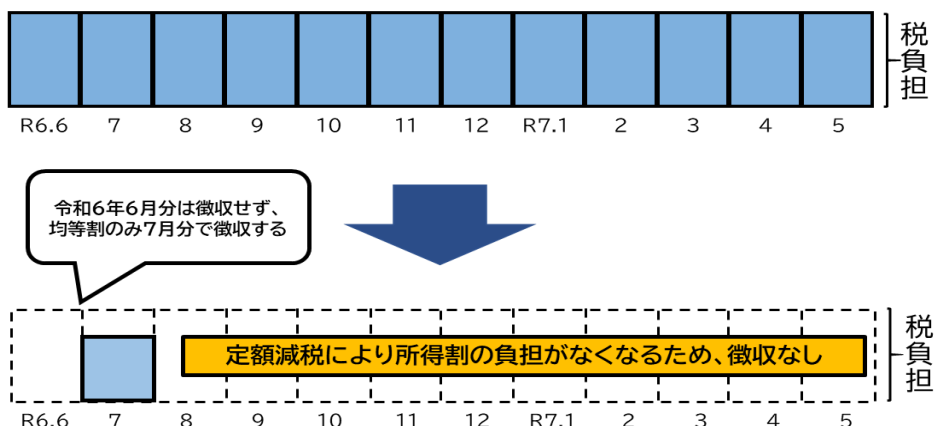
◆ 令和6年度市民税・県民税の所得割が課税されていて、**減税後も所得割に残額がある方**

⇒ 年税額を**令和6年7月～令和7年5月**までの11回に分けて納入



◆ 令和6年度市民税・県民税の所得割が課税されていたが、**減税により均等割のみ**になった方

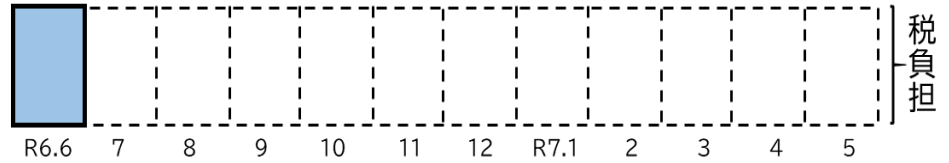
⇒ 年税額を**令和6年7月分**で納入



◆ 令和6年度市民税・県民税所得割が非課税で、均等割(年額 6,000 円)のみ課税の方

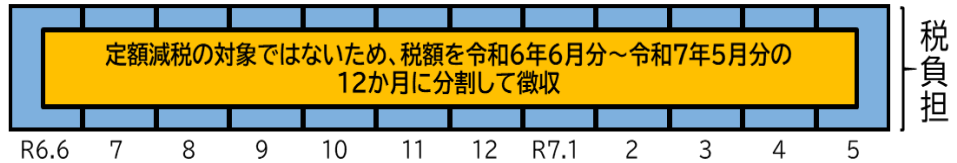
定額減税の対象ではないため、令和6年6月分で均等割分(年額6,000円)または森林環境税(年額1,000円)を納入

◆ 令和6年度市民税・県民税が非課税で、森林環境税(年額 1,000 円)のみ課税の方



⇒ 年税額を令和6年6月分で納入

◆ 令和5年中の合計所得金額が1,805万円を超える方



⇒ 年税額を令和6年6月分～令和7年5月分の12か月に分割して徴収

**税額通知での
確認方法**

定額減税の金額は、納税義務者用通知書の『摘要』欄に記載しています。また、税額控除額⑤の欄に他の税額控除額と合算して表示しています。

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)															
所得	給与収入 給与所得(所得金額調整控除後) その他の所得計	主たる給与以外の合算所得区分	農業等	農産物	不動産所得	雑所得	課税標準	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当等	先物取引	税額控除前所得割額	④
所得控除	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	障・寡・ひ・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 基礎	控	老	扶養親族該当区分	本人該当区分	課税標準	所得割額	均等割額	森林環境税	特別徴収税額	控除不足額	既充当・既委託納付額	⑤	
(摘要) 個人住民税減税控除済額〇〇〇円、控除外額〇〇															
税額通知書															
税額控除額															
所得割額															
均等割額															
税額控除前所得割額															
税額控除額															
所得割額															
均等割額															
森林環境税															
特別徴収税額															
控除不足額															
既充当・既委託納付額															
既納付額															
翌期納付額 (⑨-⑫-⑬)															
変更前税額															
増減額 (⑨-⑬)															
変更月															

市民税・県民税からの定額減税の詳細は、市ホームページに掲載しておりますので、従業員の皆様への周知をお願いいたします。下記 QR コードからご参照ください。



森林環境税について

森林環境税は、国内に住所がある個人に対して課税される国税です。令和6年度から一人あたり年額 1,000 円が課税となり、市民税・県民税と併せて市が徴収します。

特別徴収の月割額に含めて通知していますので、市民税・県民税と一緒に納入してください。

森林環境税の詳細は、右記 QR コードからご参照ください。

